

資料

平成20年12月10日（水）

金融庁

目 次

1 銀行法・保険業法

1－1 監督上の基本的な考え方

1－2 監督上の主な着眼点等

(1) 銀行の監督について

イ 経営管理について

ロ 財務の健全性について

①自己資本と収益性

②リスク管理

ハ 業務の適切性について

(2) 保険会社の監督について

イ 経営管理について

ロ 財務の健全性について

①責任準備金の積立とソルベンシー・マージン比率

②リスク管理

ハ 業務の適切性について

①コンプライアンス（法令等遵守）

②保険金等支払管理

(3) 検査マニュアルの概要

2 郵政民営化法

1 銀行法・保険業法

1－1 監督上の基本的な考え方

監督上の基本的な考え方

- 金融庁は、昨年10月の民営化以降、ゆうちょ銀行・かんぽ生命を、それぞれ銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社として、他の民間金融機関と同様の監督を行っている。
- 具体的には、次のような点を中心に監督。
 - ①適切な経営管理（ガバナンス）が行われているかどうか、
 - ②適切なリスク管理が行われ、財務の健全性が確保されているかどうか、
 - ③コンプライアンス面を含め、業務の適切性が確保されているかどうか 等

1 – 2 監督上の主な着眼点等

(1) 銀行の監督について

経営管理について

1 意義

- 金融システムの安定を確保するとともに、主要行等の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るために、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要。

2 主な着眼点

- 取締役会、監査委員会といった組織が経営をチェックできているか、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能しているか。
- 代表取締役、取締役、執行役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与しているか。

3 監督手法・対応

- 総合的なヒアリング、内部監査ヒアリング等において、取締役会、監査委員会の機能発揮の状況、経営陣の認識、関与状況について検証。
- 検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理等の通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証。

財務の健全性について（1）

自己資本と収益性

1 意義

- リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることが必要。
- 自己資本の充実のほか、リスクを勘案した収益管理等による一定の期間収益を確保し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することによって、金融機能を適切に発揮しつつ銀行としての持続可能性を図ることが重要。

2 主な着眼点

- 現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。
- 収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。

3 監督手法・対応

- 繼続的に財務会計情報について報告を求め、経営の健全性の状況を常時把握。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促進。
- 決算ヒアリングにおいて、自己資本の充実や収益の状況を確認。
- 総合的なヒアリング等の機会において、自己資本の評価態勢、今後の資本政策等について確認するとともに、収益管理態勢の状況を把握。

財務の健全性について（2）

リスク管理

1 意義

- 財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要。等

2 主な着眼点

- リスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、その体制においては、相互けん制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。
- 銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。
- 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析し、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理方針を決定できる態勢が整備されているか。等

3 監督手法・対応

- 銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、リスク管理ヒアリングを実施。
- オフサイトモニタリングデータに基づき、市場リスク等の状況を常時把握し、分析を実施。等

業務の適切性について

1 意義

- 銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要。
等

2 主な着眼点

- 法令等遵守態勢を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- 不祥事件について、組織的な関与はないか、銀行の経営等に与える影響はどうか、内部けん制機能は適切に発揮されているか、改善策の策定や自浄機能が十分か。
- 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。
- 顧客への説明態勢及び相談・苦情処理機能に関する内部管理態勢が確立されているか。
等

3 監督手法・対応

- 繙続的に必要な情報について報告を求め、銀行の経営の健全性等の状況を常時把握。
- 検査において指摘があった場合には、事実確認、発生原因分析、改善・対応策等をとりまとめた報告書の提出を求め、当該報告について、ヒアリングを実施。
- 不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、ヒアリングを実施。
等

(2) 保険会社の監督について

経営管理について

1 意義

- 保険会社自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していく為には、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要。

2 主な着眼点

- 代表取締役、取締役会、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与しているか。
- 取締役会は、適切かつ有効な経営管理となっているかを検証し、その構築を図っているか。内部監査部門の機能が発揮できる態勢を構築し、その機能状況を確認しているか。等

3 監督手法・対応

- 総合的なヒアリング、内部監査ヒアリング等において、取締会、監査委員会の機能発揮の状況等について検証。
- 検査結果通知のフォローアップ等の通常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証。

財務の健全性について（1）

責任準備金の積立とソルベンシー・マージン比率

1 意義

- 保険契約者に支払うこととなる保険金等に対して保険業法に基づく責任準備金等の積立の確保に努める必要。
- 保険契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要。

2 主な着眼点

- 責任準備金が将来にわたって不足が生じないよう適切に積み立てられているか。

3 監督手法・対応

- 繼続的に財務会計情報等の報告を求め、経営の健全性の状況を常時把握。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析等を行い、経営の健全性確保等に向けた取組みを促進。
- 保険計理人ヒアリングにおいて、責任準備金の積立、契約者配当、事業継続基準に関する意見を聴取。
- 決算ヒアリングにおいて、決算の状況や財務上の課題について確認。

財務の健全性について（2）

リスク管理

1 意義

- 資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性やソルベンシーの状況に適合していることを確保するためには、資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢整備が必要。
- 資産運用リスクや保険引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要。等

2 主な着眼点

- 資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。取締役会は、資産負債管理に関する戦略目標を設定し、その中でリスク許容度の方針を明確化しているか。
- 信用リスク、流動性リスク等を踏まえた資産運用リスク管理態勢が十分整備されているか。その態勢において取引実施部門と後方事務部門の相互牽制機能は発揮されているか。また、資産運用での責任体制は明確になっているか。
- 保険引受リスク管理部門は、商品開発・改廃等を実施する関連部門での分析結果、保険計理人の意見書等を検討データとして有効に活用しているか。等

3 監督手法・対応

- 継続的に財務会計情報等の報告を求め、経営の健全性の状況を常時把握。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析等を行い、経営の健全性確保等に向けた取組みを促進。
- 資産負債管理及びリスク管理の現状、課題、方向性についてヒアリングを実施。等

業務の適切性について（1）

コンプライアンス(法令等遵守)

1 意義

- 保険会社の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するために重要。

2 主な着眼点

- 経営陣は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。
- 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が取締役会で策定されているか、具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）が役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。等

3 監督手法・対応

- 繙続的に必要な情報の報告を求め、経営の健全性の状況を常時把握。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析等を行い、経営の健全性確保等に向けた取組みを促進。
- 不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施。

業務の適切性について（2）

保険金等支払管理

1 意義

- 適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として基本的かつ最も重要な機能であり、適切な支払管理態勢の構築が必要。

2 主な着眼点

- 保険金等の支払いに係る業務全般を管理する部門を設置するなど、保険金等支払管理を統合的に管理できる体制が整備されているか。
- 支払管理部門と関連部門は密接な連携を図ることによって、支払時のみならず、保険商品の販売・勧誘や苦情・紛争処理への適切な対応が行われるような態勢となっているか。

3 監督手法・対応

- 保険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを促進。

(3) 検査マニュアルの概要

検査マニュアルの概要

位置付け

- 検査マニュアルは検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であり、基準の達成を金融機関に直ちに義務付けるものではない。
- 検査マニュアルの運用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。

マニュアルの構成

預金等受入金融機関に係る検査マニュアル

- 経営管理態勢
- 法令等遵守態勢
- 顧客保護等管理態勢
- 統合的リスク管理態勢
- 自己資本管理態勢
- 信用リスク管理態勢
- 資産査定管理態勢
- 市場リスク管理態勢
- 流動性リスク管理態勢
- オペレーション・リスク管理態勢

保険会社に係る検査マニュアル

- 内部管理態勢
- 法令等遵守態勢
- 保険募集管理態勢
- 顧客保護等管理態勢
- 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢
- 商品開発管理態勢
- 保険引受リスク管理態勢
- 資産運用リスク管理態勢
- オペレーション・リスク管理態勢

2 郵政民営化法

郵政民営化法（1）

銀行法等の特例

（預入限度額）

第百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

- 一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額
(以下略)

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならぬ。

- 一 第百七条第一号、同号イ、第百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

（業務の制限）

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

(中略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

郵政民営化法（2）

保険業法等の特例

（保険金額等の限度額）

第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

- 一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
(以下略)

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

（業務の制限）

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

(中略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

郵政民営化法（3）

ゆうちょ銀行

認可日	業 務
H19.12.19	①シンジケートローン（参加型）、特別目的会社（SPC）への貸付け
	②公共債の売買
	③信託受益権の売買、株式の売買等
	④貸出債権の取得又は譲渡等
	⑤金利スワップ取引、金利先物取引等
	⑥リバースレポ取引
H20.4.18	①クレジットカード業務
	②変額個人年金保険等の生命保険募集業務
	③住宅ローン等の媒介業務

かんぽ生命

認可日	業 務
H19.12.19	①シンジケートローン（参加型）
	②信託受益権の取得、株式の取得等
	③貸出債権の取得等
	④金利スワップ取引等
H20.4.18	①他の保険会社の法人向け商品の受託販売
	②新たな保険の引受け（入院特約の見直し）